サビ管・児発管　実務経験チェックシート

サービス管理責任者（サビ管）／児童発達支援管理責任者（児発管）の要件を、ご自分の経歴に当てはめて確認できます。 2026年11月14日現在の告示・通知にもとづく

STEP 1　実務経験の年数（あてはまる行に ☑）

サビ管（障害福祉サービス：生活介護・就労継続支援・グループホームなど）		
□	相談支援業務の経験が通算 **5年以上**	相談に応じて助言・指導を行う業務（従事先の条件あり）。下の「5年以上」の行と合算できます
□	直接支援業務の経験が通算 **8年以上**	入浴・排せつ・食事の介護や、生活能力向上のための訓練など利用者に直接行う支援（従事先の条件あり）
□	国家資格（医師・看護師・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師など）に基づく業務が通算3年以上、かつ相談支援または直接支援が通算3年以上 → **3年以上で可**	対象資格は告示に列挙されています。サビ管には、児発管にある「高齢者施設等を除く」の条件はありません
□	社会福祉主事任用資格、介護職員初任者研修以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者など → 相談支援と直接支援の合算で**通算5年以上で可**	資格と業務の組み合わせ条件が細かいため、自治体の「実務経験一覧表」で確認

児発管（児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援）　※告示のいずれか1つ		
□	相談支援と、保育士・社会福祉主事任用資格者などによる直接支援を合わせて通算**5年以上**、かつ高齢者施設等を除いて**3年以上**	各行の「高齢者施設等」＝3年のカウントから除かれる従事先のことです。 ・相談支援：老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ・直接支援：老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業（訪問介護等）、特例子会社など（詳細は告示で確認） 保育士・児童指導員任用資格者などは、社会福祉主事任用資格者等として1行目の直接支援に数えます（2行目の「資格などがない方」には当たりません）。国家資格の範囲も告示で確認してください
□	社会福祉主事任用資格などがない方の直接支援が通算**8年以上**、かつ高齢者施設等を除いて**3年以上**	
□	国家資格者：資格に基づく業務が通算**5年以上**、かつ高齢者施設等を除く相談支援・直接支援が**3年以上**	

STEP 2　従事日数の確認（年数だけでは足りません）

実務経験は在籍期間ではなく「従事した日数」でも判定されます。1年につき180日以上の勤務を1年として数えます。期間と日数の両方を満たす必要があります（細かい数え方は、お住まいの自治体の手引きでご確認ください）。

必要な年数	必要な従事日数	あなたの見込み（期間 × 年間勤務日数）
3年以上	3年以上かつ **540日以上**	約 ＿＿＿＿＿＿ 年　／　約 ＿＿＿＿＿＿ 日
5年以上	5年以上かつ **900日以上**	約 ＿＿＿＿＿＿ 年　／　約 ＿＿＿＿＿＿ 日
8年以上	8年以上かつ **1,440日以上**（180日×8年）	約 ＿＿＿＿＿＿ 年　／　約 ＿＿＿＿＿＿ 日

パート勤務などで勤務日数が少ない方は、在籍年数を満たしていても日数が不足することがあります。

STEP 3　研修の順番

基礎研修	→	OJT（実務）	→	実践研修	→	更新研修
実務経験の要件年数から**2年**を引いた時点から受講可		原則 **2年以上**（特例：6か月以上）		修了で正式に配置可		**5年度ごと**の年度末まで

時間数の目安	基礎研修 約26時間／実践研修 約14.5時間／更新研修 約13時間（サビ管・児発管共通）

基礎研修修了者とは	基礎研修（約26時間）と、相談支援従事者初任者研修（講義部分）の**両方**を修了した人です
実践研修の受講条件	基礎研修の修了後、受講開始日前5年間に通算2年以上、相談支援または直接支援に従事していること（OJT原則2年）
OJTが6か月に短縮される特例	**基礎研修の受講開始時に、すでに実務経験の要件を満たしている人だけ**が対象です（要件年数の2年前に受講した人は対象外）。基礎研修の修了後、個別支援計画の作成に関する一連の業務に6か月以上従事した場合。**指定権者への届出が必要**で、届出の時期やさかのぼって届け出られるかは自治体で異なります。従事日数や個別支援計画の作成件数の条件を設けている自治体もあるため、事前にご確認ください。
更新研修の受講条件	受講開始日前5年間に通算2年以上、サビ管・児発管・管理者・相談支援専門員として従事していた、または現に従事していること

研修は都道府県等が実施し、年数回・定員制です。申込時期を逃すと次の開催まで待つことになります。

STEP 4　事業所への配置

基本の配置	サビ管は人数の基準があります（生活介護・就労継続支援など：利用者60人以下で1人以上／グループホーム：30人以下で1人以上、など）。児発管は、児童発達支援・放課後等デイサービス（児童発達支援センターを除く）で**1人以上、うち1人以上は専任かつ常勤**。
基礎研修だけでは	**単独のサビ管・児発管としては配置できません**。現在の例外は次の3つです。 ① すでにサビ管・児発管が配置されている事業所で、基礎研修修了者を**2人目**以降として数える場合 ② やむを得ない事由で欠けたとき、実務経験の要件を満たす人（研修が未修了でも可）を欠けた日から**1年間**みなして配置する場合 ③ やむを得ない事由で欠けたとき、実務経験の要件を満たし、欠けた時点ですでに基礎研修を修了していて、欠ける前からその事業所に別の職員として配置されていた人を、実践研修を修了するまで**最長2年**みなして配置する場合（欠けた時点で実践研修に向けたOJTの実施中であることも条件） ※「やむを得ない事由」とは、退職・病休など事業者の責によらず欠け、直ちに配置が困難な場合に限られます。自治体への届出で認められた場合だけ使えます。
更新を忘れると	期限までに更新研修を修了しないと基礎研修修了者の扱いに戻り、**実践研修を改めて修了**する必要があります。修了証の年月日を控えて計画的に受講してください。

STEP 5　実務経験証明書の準備メモ

勤務先（前職を含む）	期間	業務の種類（相談／直接）	証明の依頼日	受領
				□
				□
				□

過去の勤務先から証明書を取るには時間がかかることがあります。様式や記載項目は自治体指定のものがあるため、事前にご確認ください。

ご注意　実務経験として数えられる業務や日数の数え方、みなし配置、届出の方法は、告示の改正や指定権者（都道府県・政令市・中核市）の運用で扱いが異なります。制度は今後見直される可能性があります。最終的には、最新の告示とお住まいの自治体の手引きでご確認ください。このシートは自己確認の目安であり、要件への該当を保証するものではありません。

出典（確認日 2026年11月14日）

厚生労働省「サービス管理責任者等研修制度について」 https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001226975.pdf ／ 平成18年厚生労働省告示第544号（サビ管の要件）／平成24年厚生労働省告示第230号（児発管の要件）／こども家庭庁長官が定める者の告示（令和5年6月30日付ほか、令和8年4月適用分まで改正あり） ／ 障害福祉サービスの指定基準 https://laws.e-gov.go.jp/law/418M60000100171 ／ 障害児通所支援の指定基準 https://laws.e-gov.go.jp/law/424M60000100015 ／ こども家庭庁・厚生労働省 事務連絡（令和5年6月30日）

福祉専門の行政書士　結和法務事務所　　解説記事：yuwaoffice.com/post/blog-sabikan-youken ／ yuwaoffice.com/post/blog-jihatsukan-youken　　ご相談：https://www.yuwaoffice.com/contact